平成２４年（フ）第５９号
新潟県胎内市星の宮町16番21―２号
債務者　安井　優子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６０号
新潟県新発田市豊町４丁目12番12号　センチュリー・ハイツ102
債務者　長谷川史恵
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６３号
新潟県阿賀野市上中野目42番地14
債務者　小林　美智
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６６号
新潟県新発田市荒川5008番地
債務者　渡邉英美子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７１号
新潟県新発田市住吉町２丁目８番21号
債務者　石坂　　靖
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７８号
新潟県新発田市小川530番地１
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３４号
新潟県糸魚川市一の宮２丁目３番25号
債務者　本間　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１５６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺442番地７
債務者　森　　憲和
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９４号
香川県高松市中山町1518番地５
債務者　豊崎　　理（旧姓北泉・玉垣）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
長崎県諫早市栄田町51番14号アペックスＥＩＤＡⅡ101号、旧住所長崎県諫早市小船越町930番地277
債務者　服部　功治
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
東京都町田市鶴間1020番地８Ａ―２
債務者　高橋　昭雄
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
釧路市双葉町９番27号　レインボーコート105号室、住民票上の住所札幌市南区真駒内256番地54
債務者　竹本　英一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
釧路市鳥取北８丁目５番13号　みどりハイツ
債務者　根岸　勝幸
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前10時
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
北海道根室市弥生町１丁目57番地２　片野ＭＳ２号棟５号室
債務者　山崎智恵子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第７６３号
神奈川県藤沢市西富２丁目21番８号　森アパート202
債務者　翁長ペーラこと　オナガペーラカティンディグ
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０８号
横浜市港北区樽町１丁目12番１―501号
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３１号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目２番13号　ルーナ・ヌエバ101、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市松尾１番８―205号　エレガンス湘南
債務者　嶋田　靖之
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部